

第 3 問

（事案）

甲は、Vに暴行を加えるつもりで、Vに対して布団で鼻口部を圧迫するなどしたところ、Vには重篤な心臓疾患があったため、甲の暴行がそれ自体では人を死亡させる危険を有しないものであったにもかかわらず、Vが死亡した。Vに重篤な心臓疾患があることについては、一般人は認識できず、甲もこれを知らなかった。

（設問）

甲の罪責について、論じなさい（特別法違反の点は除く。）。

基礎応用 31 頁以下、論証
集 19 頁以下、老女蒸し布
団事件参考（最判 S46.6.
17)

(参考答案)

1. 甲の行為には、不能犯に関する見解によっては殺人罪(刑法 199 条)の実行行為性が認められる余地があるが、暴行を加えるつもりにすぎなかった甲には殺人罪の故意(38 条 1 項本文)がないから、仮に殺人罪の実行行為性が認められるとしても殺人罪は成立しない。

そこで、以下では、甲が V に対して布団で鼻口部を圧迫するなどした行為について傷害致死罪(205 条)の成否を検討する。

2. 「身体を傷害し...た」(205 条)とは、暴行その他の方法により相手方の生理機能を障害することを意味する。

甲は、上記暴行により V の重篤な心臓疾患と相まって V を死亡させた原因となる生理機能の障害を惹起しているから、V の「身体を傷害し...た」といえる。

3. V が「死亡」しているところ、甲が上記暴行に「よって」V「を死亡させた」(205 条)といえるか。上記暴行と V 死亡との間には V の重篤な心臓疾患が介在しているため、因果関係の有無が問題となる。

- (1) 因果関係には偶発的な結果を排除して適正な帰責範囲を確定する機能があるから、因果関係が認められるためには、条件関係に加えて法的因果関係も認められる必要がある。

- (2) 甲が V に上記暴行を加えたところ、V には重篤な心臓疾患があったため、V が死亡している。そのため、甲の上記暴行がなければ V が死亡することもなかったのだから、条件関係が認められる。

- (3) では、法的因果関係はどうか。

ア. 法的因果関係に関する見解のうち、行為時において一般人が認識し得た事情及び行為者が特に認識していた事情を判断資料として相当因果関係を判断する見解からは、V の心臓疾患については、一般人は認識できず、甲も知らなかったため、相当性の判断資料から除外される。そして、甲の上記暴行がそれ自体では人を死亡させる危険を有するものではなかったことから、V の心臓疾患を判断資料に含めない以上、甲の上記暴行により V が死亡するという因果経過に経験的通常性は認められないため、相当因果関係が否定される。

イ. しかし、適正な帰責範囲を確定するという法的因果関係の役割に照らせば、法的因果関係の存否は行為の危険性が結果へと現実化したかで判断し、ここでいう行為の危険性は行為時に存在した全事情を基礎として客観的に判断されると解すべきである。

甲の上記暴行には、暴行時に存在していた V の重篤な心臓

疾患と相まって V を死亡させる危険があったといえ、この危険性が V 死亡へと現実化したのだから、法的因果関係が認められる。したがって、甲が上記暴行に「よって」V「を死亡させた」といえる。

4. 傷害致死罪は二重の意味での結果的加重犯であるから、本罪の故意としては暴行罪（208 条）の故意だけで足りる。

V に暴行を加えるつもりだった甲には暴行罪の故意があるから、傷害致死罪の故意が認められる。

5. 以上より、甲には傷害致死罪が成立し、甲はこの罪責を負う。

以上

第 4 問

（事案）

甲は、ある日の午後 8 時頃から午後 9 時までの間、V の頭部等を多数回殴打するなどの暴行を加えた結果、恐怖心による心理的圧迫等によって、V の血圧を上昇させ、内因性高血圧性橋脳出血を発生させて意識消失状態に陥らせた後、同人を放置してその場から立ち去った。

その後、V は、何者かによって角材でその頭頂部を数回殴打されたことにより、既に発生していた内因性高血圧性橋脳出血を拡大させ、幾分か死期が早められ、死亡した。

なお、甲には V を死亡させることについての認識がなかったものとする。

（設問）

甲の罪責について、論じなさい（特別法違反の点は除く。）。

基礎応用 31 頁以下、論証
集 19 頁以下、大阪南港事
件参考（最決 H2.11.20・百
I 10）

(参考答案)

1. 甲が V に対して頭部等を多数殴打するなどの暴行を加えた行為について V に対する傷害致死罪(刑法 205 条)の成否を検討する。

2. 「身体を傷害し…た」(205 条)とは、暴行その他の方法により相手方の生理機能を障害することを意味する。

甲は、上記暴行により V の内因性高血圧性橋脳出血(以下「本件出血」という。)を惹起したのだから、V の「身体を傷害し…た」といえる。

3. V が「死亡」しているところ、甲が上記暴行に「よって」V「を死亡させた」(205 条)といえるか。上記暴行と V 死亡との間には何者かが角材で V の頭頂部を数回殴打したという第三者による暴行(以下「第三者暴行」という。)が介在しているため、因果関係の有無が問題となる。

(1) 因果関係には偶発的な結果を排除して適正な帰責範囲を確定する機能があるから、因果関係が認められるためには、条件関係に加えて法的因果関係も認められる必要がある。

(2) 甲が V に上記暴行を加えなければ、V が本件出血を起こして意識喪失状態に陥り、第三者暴行を受けて本件出血を拡大させて死亡することにはならなかったから、甲の上記暴行がなければ V は死亡しなかったといえ、条件関係が認められる。

(3) では、法的因果関係はどうか。

ア. 法的因果関係については、その行為からその結果が発生することの経験的通常性を基準として判断する相当因果関係説がある。

相当因果関係説の内部では、経験的通常性の判断基底の範囲について、行為時に行為者が認識・予見した事情及び認識・予見し得た事情とする主観説、行為時に存在した全事情及び行為後に生じた客観的に予見可能な事情とする客観説、並びに行為時に一般人が認識・予見し得た事情及び行為者が特に認識・予見していた事情とする折衷説が対立している。

本問では、第三者暴行によって甲の暴行により既に形成されていた本件出血が拡大されることで、V が幾分が死期を早めて死亡しているから、甲の暴行により死因が形成されていたといえる。他方で、第三者暴行は、異常性の高いものであるために一般人の認識・予見可能性も客観的な予見可能性も認められない上、甲による認識・予見も認められないから、主観説・客観説・折衷説のいずれにおいても、第三者暴行を経験的通常性の判断基底に取り込むことができない。

このように、甲の行為によって被害者の死因が形成されて

いるものの、その死因を悪化させて死期を幾分か早めて被害者を死亡させるに至った第三者暴行を判断基底に取り込むことができないという場合においては、経験的通常性を問題とする因果経過を「甲の暴行、第三者暴行、本件出血の拡大により幾分か早められた V の死亡」という現実が存在するものとして捉える見解からは、甲の暴行と V 死亡の間に介在して V 死亡に対して因果的に寄与している第三者暴行を判断基底に取り込むことができない以上、因果経過の経験的通常性が否定され、相当因果関係は認められないことになる。これこそがまさに相当因果関係説が抱えている問題点である。

イ．行為者の行為の結果発生に対する寄与度が大きい一方で介在事情の寄与度が小さいにもかかわらず、法的因果関係が否定されるのは妥当でない。適正な帰責範囲を確定するためには、介在事情の寄与度も考慮すべきである。そこで、法的因果関係の存否は、行為の危険性が結果へと現実化したかで判断し、その際には介在事情の異常性と結果への寄与度が考慮されると解すべきである。

甲の暴行が V 死亡の死因となった本件出血を形成している一方で、第三者暴行は本件出血を拡大することを通じて V の死期を幾分か早めたにすぎないため、第三者暴行の V 死亡に対する寄与度は微弱である。そうすると、第三者暴行の異常性が高いことを考慮しても、甲の暴行にはこれにより形成された本件出血を原因として V を死亡させる危険があり、この危険性が V 死亡へと現実化したといえるから、法的因果関係が認められる。

したがって、甲は上記暴行に「よって」V「を死亡させた」といえる。

4．傷害致死罪は二重の意味での結果的加重犯であるから、本罪の故意としては暴行罪（208 条）の故意だけで足りる。

甲には少なくとも暴行罪の故意はあるから、傷害致死罪の故意が認められる。

5．以上より、甲には傷害致死罪が成立し、甲はこの罪責を負う。

以上

第 5 問

（事案）

甲は、深夜、V に対し、公園において、約 1 時間にわたり間断なく極めて激しい暴行を加え続けた。

V は、隙を見て上記公園から逃走したが、甲に対し極度の恐怖感を抱き、逃走開始から約 10 分後、甲による追跡から逃れるため、上記公園から約 800 メートル離れた高速道路に進入し、疾走してきた自動車に衝突され、後続の自動車に轢過されて死亡した。

（設問）

甲の罪責について、論じなさい（特別法違反の点は除く。）。

基礎応用 31 頁以下、論証
集 19 頁以下、高速道路侵入事件参考（最決 H15.7.16
・百 113）

(参考答案)

1. 甲が V に対して約 1 時間にわたり間断なく極めて激しい暴行を加え続けた行為について、傷害致死罪（刑法 205 条）の成否を検討する。

2. 甲が上記暴行を行い、V が自動車に衝突されて後続車両に轢過されて「死亡」しているところ、両者間には V が高速道路に侵入したという被害者の行為が介在しているため、甲が「人の身体を傷害し、よって人を死亡させた」といえるか、すなわち因果関係の有無が問題となる。

(1) 因果関係には偶発的な結果を排除して適正な帰責範囲を確定する機能があるから、因果関係が認められるためには、条件関係に加えて法的因果関係も認められる必要がある。

(2) 甲が V に上記暴行を加えなければ、V が逃走を図って高速道路に侵入して自動車に衝突されて後続車両に轢過されて死亡することもなかったのだから、条件関係が認められる。

(3) では、法的因果関係はどうか。

ア. 法的因果関係の存否は、行為の危険性が結果へと現実化したかで判断し、その際には介在事情の異常性と結果への寄与度が考慮されると解すべきである

イ. V 死亡の直接的原因は高速道路で自動車に衝突されて後続車両に轢過されたことであり、甲の暴行によって死因が形成されたわけではないから、甲の暴行自体の危険性が V 死亡へと現実したとはいえない。もっとも、甲の暴行には V 死亡の直接的原因となった V による高速道路への侵入をもたらす危険性があったといえるのであれば、その危険性が V 死亡へと現実化したといえ、法的因果関係が認められる。

確かに、V による高速道路への侵入は、それ自体として極めて危険な行為である。しかし、V は、甲から約 1 時間もの長時間にわたって激しくかつ執拗な暴行を受け、甲に対する極度の恐怖心を抱いていた。そのため、暴行から高速道路侵入までの間に約 10 分間、約 800m という時間的・場所的間隔があったとしても、V が逃走の過程で高速道路に侵入した行為は、甲の暴行に強く影響・支配されていたといえる。そうすると、V による高速道路への侵入は、甲の暴行から逃れるためにとっさに選択した行動であるといえ、甲の暴行から逃れる方法として著しく不自然・不相当であったとはいえない。したがって、V による高速道路への侵入は甲の暴行に起因するといえるから、甲の暴行には、V による高速道路への侵入を経由して衝突事故を原因とする V 死亡を発生させる危険性があったといえる。

よって、上記の意味における甲の暴行の危険性が V 死亡へと現実化したといえ、法的因果関係が認められる。

3. 傷害致死罪は二重の意味での結果的加重犯であるから、本罪の故意としては暴行罪（208 条）の故意だけで足りる。

甲には少なくとも暴行罪の故意はあるから、傷害致死罪の故意が認められる。

4. 以上より、甲には傷害致死罪が成立し、甲はこの罪責を負う。

以上

